

元堺市立幼稚園におけるアスベスト（石綿）の確認について

堺市では、本市が管理する元堺市立北八下幼稚園（以下、当該園）の園舎屋外にある玄関ポーチのひさし裏部分（以下、当該部分）に、レベル 1^{※1} のアスベスト含有吹付けバーミキュライト^{※2}（以下、吹付けバーミキュライト）が使用されていることを確認しました。なお、当該部分周辺のアスベスト気中濃度測定（以下、気中濃度測定）を実施した結果、アスベストは検出されませんでした。

過去の調査等において、使用されている建材を適切に把握できていなかったことにより、当該園関係者の皆様、周辺住民の皆様にご心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。今後は、再発防止に努め、適切な施設管理を徹底します。

※1 アスベストのレベル 1～3 は、石綿含有建材の種類ごとに石綿繊維の飛散のおそれの程度に応じて区分したものです。レベル 1 が最も飛散しやすく、レベル 2、レベル 3 の順に飛散のおそれが低くなります。

※2 天井などに使用されるもので、飛散性の区分ではレベル 1 建材です。なお、当該建材はレベル 1 建材の中でも通常の使用状態では飛散性が比較的低いとされています。

1 吹付けバーミキュライトが確認された施設

施設名称 (所在地)	吹付けバーミキュライト 使用箇所及び使用面積	建材分析結果 ※種類及び含有率	備考
元堺市立北八下幼稚園 (堺市北区南花田町 345)	玄関ポーチのひさし裏 (約 12 m ²)	石綿（クリソタイル） 0.7%	昭和 51 年 2 月竣工 令和 5 年 3 月 31 日閉園 令和 10 年度解体予定

2 気中濃度（アスベスト繊維数濃度）測定結果

令和 8 年 10 月 9 日、当該部分周辺の計 4 か所で測定した結果、アスベストは検出されませんでした（検出できる下限値（0.11 本/L）に満たない）。

3 事案の経過

時期	経過
昭和 51 年 2 月	当該園舎竣工
平成 18 年度	労働安全衛生法施行令等の改正に伴い当該園舎のレベル 1 アスベストの調査を行ったところ、屋内の天井部分から吹付けバーミキュライトが検出されたため、次年度以降に除去工事を実施することとした。 ※今回検出された当該部分（約 12 m ² ）は、上記調査時に新築時の設計図面（以下、設計図面）を確認した際、吹付けバーミキュライトの記載に気付くことができなかったため除去工事の対象に含まれなかった。
平成 19 年度	2 階廊下等の天井部分について、吹付けバーミキュライトの除去工事（約 43 m ² ）を実施した。
平成 21 年度	1 階保育室内等の天井部分について、吹付けバーミキュライトの除去工事（約 294 m ² ）を実施した。
令和 3 年度 ～令和 4 年度	適切な施設管理を目的に市有建築物を対象としたレベル 1 アスベストの調査を実施した。調査の過程で、当該園では、設計図面によりレベル 1 アスベストの使用を確認していたが、平成 19 年度及び平成 21 年度の除去工事によりすべて除去済みであるとの誤った認識のもと整理した。
令和 5 年 3 月末	当該園閉園。
令和 8 年 9 月 24 日	当該園舎の解体に向けて職員が現地調査を実施したところ、当該部分について過去にアスベストの除去工事及び含有調査が行われていなかったことが判明したため、調査を実施した。調査の結果、吹付材からレベル 1 アスベスト（クリソタイル：0.7%）が検出された。
9 月 25 日	建築物石綿含有建材調査者（以下、有資格者）により、当該部分の状況を調査した結果、当該部分に劣化や損傷は確認されなかった※ ³ 。
9 月 30 日	当該部分周辺の計 4 か所で気中濃度測定を実施した。
10 月 9 日	気中濃度測定の結果、アスベストは検出されなかった。

※3 当該部分について、園舎竣工時から現在に至るまで、飛散の可能性があるような修繕・改修工事が実施された記録はないことを確認。

4 原因

平成 18 年度に実施したレベル 1 アスベストの調査の際に、設計図面の当該部分に吹付けバーミキュライトが使用されている記載がありましたが、気付くことができませんでした。また、令和 3 年度及び令和 4 年度に実施したレベル 1 アスベストの調査において、設計図面で当該部分への使用を確認していたものの、過去の除去工事によりすべて除去済みであると誤って認識したことから、現地確認等を行わなかったためです。

5 今後の対応

当該部分については、園舎解体に併せて令和 9 年度に設計、令和 10 年度に解体・除去を実施する予定です。また、除去作業を実施するまでの間は、有資格者による定期点検を実施するなど、適切な維持管理を行います。

6 改善策

- ・今後、同様の事案が発生しないよう、アスベストに関する適切な施設管理を行うため、図面確認及び現地調査の徹底に加え、関係資料の確認方法を含めた継続的な職員研修の実施により、専門的知識の向上と意識の徹底を図ります。
- ・これまでレベル 1 アスベストの除去工事を実施した建物が現存する学校園（28 校園）について、令和 9 年 2 月頃を目処に、レベル 1 アスベストがすべて除去されていることを確認します。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 学校管理部 学校施設課 電 話：072-228-7486 ファックス：072-228-7487
----------------------------	--